

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

鹿児島県	
市区町村数	43

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)								
		担当課(室)名	所属事務所掌			府内の連絡会議	の有無			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
						39	40	18				37						
46	201	鹿児島市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	鹿児島市男女共同参画推進条例	2014年3月18日	2014年4月1日		第3次鹿児島市男女共同参画計画	2022年4月	~	2032年3月	1	1	
46	203	鹿屋市	市民課	1	1	1	1	鹿屋市男女共同参画推進条例	2016年3月23日	2016年4月1日		第2次鹿屋市男女共同参画基本計画 (中間見直し)	2019年4月	~	2029年3月	1	1	
46	204	枕崎市	企画調整課	1	2	1	1	枕崎市男女共同参画推進条例	2020年12月16日	2021年4月1日		第3次枕崎市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
46	206	阿久根市	企画推進課	1	2	1	1	阿久根市男女共同参画推進条例	2021年3月16日	2021年4月1日		第3次あくね男女共同参画プラン	2021年4月	~	2031年3月	1	1	
46	208	出水市	企画政策課	1	2	1	1	出水市男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年4月1日		第3次出水市男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1	
46	210	指宿市	健幸・協働のまちづくり課	1	2	1	1				1	第3次指宿市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
46	213	西之表市	地域支援課	1	2	1	1				4	第4次西之表市男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2026年3月	1	1	
46	214	垂水市	企画政策課	1	2	1	1				4	第2次垂水市男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1	
46	215	薩摩川内市	コミュニティ課	1	2	1	1	薩摩川内市男女共同参画基本条例	2004年12月27日	2005年4月1日		第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
46	216	日置市	企画課	1	1	1	1	日置市男女共同参画推進条例	2019年3月29日	2019年4月1日		第3次日置市男女共同参画基本計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
46	217	曾於市	総務課	1	2	1	1				4	第2次曾於市男女共同参画プラン	2018年4月	~	2028年3月	2	1	
46	218	霧島市	市民課	1	1	1	1	霧島市男女共同参画推進条例	2012年3月29日	2012年4月1日		第3次霧島市男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
46	219	いちき串木野市	企画政策課	1	2	1	1	いちき串木野市男女共同参画推進条例	2025年4月1日	2025年4月1日		いちき串木野市男女共同参画基本計画 (第4次)	2023年4月	~	2028年3月	1	1	
46	220	南さつま市	総合政策課	1	2	1	1	南さつま市男女共同参画推進条例	2021年7月7日	2021年8月1日		第3次南さつま市男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1	
46	221	志布志市	コミュニティ推進課	1	2	1	1	志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例	2022年12月16日	2023年4月1日		第4次志布志市ひとがともに輝くまちづくり プラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
46	222	奄美市	企画調整課企画調整係	1	2	1	1	奄美市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		第2次奄美市男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1	
46	223	南九州市	まちづくり推進課	1	2	1	1	南九州市男女共同参画推進条例	2007年12月1日	2007年12月1日		第2次南九州市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	~	2030年3月31日	1	1	
46	224	伊佐市	市民課	1	2	1	1				2	第2次伊佐市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2030年3月31日	1	1	
46	225	姶良市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	姶良市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年3月23日		第3次姶良市男女共同参画基本計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
46	303	三島村	民生課	1	2	2	2				3						1	
46	304	十島村	住民課健康福祉室	1	2	1	1				4						1	
46	392	さつま町	総合政策課	1	2	1	1				4	第3次さつま町男女いきいき幸せプラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
46	404	長島町	企画財政課	1	2	1	1				4	第2次長島町男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2032年3月	1	1	
46	452	湧水町	企画財政課	1	2	1	1				2						1	
46	468	大崎町	企画政策課	1	2	2	2				4	第2次大崎町男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2032年3月	2	1	
46	482	東串良町	企画課	1	2	2	1				2	東串良町男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2034年3月	2	1	

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属事務所掌			府内の連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無
			問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間				問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
46	490 錦江町	総務課	1 2	1	1				4	錦江町男女共同参画基本計画	2015年1月	~	2025年3月	1	1	
46	491 南大隅町	女性活躍推進室	1 2	1	1				3	南大隅町男女共同参画基本計画	2016年4月	~	2025年3月	2	1	
46	492 肝付町	企画調整課	1 2	1	1				2	肝付町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
46	501 中種子町	総務課	1 2	1	1				4	中種子町男女共同参画プラン	2015年3月	~	2025年3月	1	1	
46	502 南種子町	総務課	1 2	1	1				4							1
46	505 屋久島町	観光まちづくり課	1 2	1	1				4							1
46	523 大和村	企画観光課	1 2	1	1				4	大和村男女共同参画推進総合計画	2024年4月	~	2034年3月	1	1	
46	524 宇検村	企画観光課	1 2	1	1				3	宇検村 男女共同参画推進総合計画	2024年4月	~	2034年3月	1	1	
46	525 濑戸内町	総務企画課	1 2	1	1				2	瀬戸内町男女共同参画推進総合計画	2024年4月	~	2034年3月	2	2	
46	527 龍郷町	企画観光課	1 2	1	1				2	龍郷町男女共同参画推進総合計画	2024年4月	~	2034年3月	1	1	
46	529 喜界町	企画観光課	1 2	1	1				4	喜界町男女共同参画基本計画	2015年3月	~	2025年3月	2	1	
46	530 徳之島町	企画課	1 2	1	1				2	第2次徳之島町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1	
46	531 天城町	企画財政課ふるさと創生室	1 2	1	1	天城町男女共同参画推進条例	2023年6月8日	2023年6月8日		第2次天城町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1	
46	532 伊仙町	総務課	1 2	1	1	伊仙町男女共同参画推進条例	2009年4月1日	2009年4月1日		第2次伊仙町男女共同参画基本計画(前期計画)	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
46	533 和泊町	企画課	1 1	1	1	和泊町男女共同参画推進条例	2008年3月4日	2008年4月1日		和泊町第2次男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1	
46	534 知名町	企画振興課	1 2	1	1	知名町男女共同参画推進条例	2014年10月3日	2014年10月3日		第2次知名町男女共同参画基本計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
46	535 与論町	総務企画課	1 2	2	2				3							1

<選択肢回答>

所属

1 首長部局

2 教育委員会

府内連絡会議

1 有

2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中 1 一体

2 2026年度以降の制定を目指し検討中

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

現在の状況

1 策定予定有

2 策定予定無

事務所掌

諮詢機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない 2 無

3 その他

4 検討していない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定

2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

鹿児島県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体					
		問6-1		問6-4 所在地等						施設管理		事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	
	3									1	2	3	0	0	
46	201	鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター	サンエールかごしま	890-0054 鹿児島市荒田一丁目4番1号	099-813-0852	099-813-0937	https://www.city.kagoshima.lg.jp/		○	○		○		
46	203	鹿屋市													
46	204	枕崎市													
46	206	阿久根市													
46	208	出水市													
46	210	指宿市													
46	213	西之表市													
46	214	垂水市													
46	215	薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画センター		895-0012 薩摩川内市平佐一丁目18番地	0996-25-6056	0996-25-6188	http://www.city.satsumasendai.lg.jp/		○	○		○		
46	216	日置市	日置市男女共同参画センター	さんかくのば	899-3101 日置市日吉町日置493	090-3194-8466		hiokisankaku@gmail.com		○	○		○		
46	217	曾於市													
46	218	霧島市													
46	219	いりさき市													
46	220	南さつま市													
46	221	志布志市													
46	222	奄美市													
46	223	南九州市													
46	224	伊佐市													
46	225	姶良市													
46	303	三島村													
46	304	十島村													
46	392	さつま町													
46	404	長島町													
46	452	湧水町													
46	468	大崎町													
46	482	東串良町													
46	490	錦江町													
46	491	南大隅町													
46	492	肝付町													
46	501	中種子町													
46	502	南種子町													
46	505	屋久島町													
46	523	大和村													
46	524	宇検村													
46	525	瀬戸内町													
46	527	龍郷町													
46	529	喜界町													

都道府県 コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体					
		問6-1		問6-4 所在地等						施設管理		事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	
46	530 德之島町														
46	531 天城町														
46	532 伊仙町														
46	533 和泊町														
46	534 知名町														
46	535 与論町														

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

鹿児島県

都道府県コード	市町村名	市町区名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
					設置根拠条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
			3	1			9				2	3	3	3	1	1	1	3	1
46	201	鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター	2001年1月25日	○		○	6	10	30,019	○	○	○	○	○	○	○	○	託児室の運営
46	203	鹿屋市					○												
46	204	枕崎市																	
46	206	阿久根市																	
46	208	出水市					○												
46	210	指宿市																	
46	213	西之表市																	
46	214	垂水市																	
46	215	薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画センター	2021年1月8日		薩摩川内市男女共同参画センター事業実施要綱			2	60	○	○	○			○			
46	216	日置市	日置市男女共同参画センター	2016年4月1日		日置市男女共同参画センター事業実施要綱	○		3	6,055	○	○	○	○		○			
46	217	曾於市					○												
46	218	霧島市					○												
46	219	いちき串木野市																	
46	220	南さつま市																	
46	221	志布志市																	
46	222	奄美市					○												
46	223	南九州市					○												
46	224	伊佐市																	
46	225	姶良市					○												
46	303	三島村																	
46	304	十島村																	
46	392	さつま町																	
46	404	長島町																	
46	452	湧水町																	
46	468	大崎町																	
46	482	東串良町																	
46	490	錦江町																	
46	491	南大隅町																	
46	492	肝付町																	
46	501	中種子町																	
46	502	南種子町																	
46	505	屋久島町																	
46	523	大和村																	
46	524	宇検村																	
46	525	瀬戸内町																	
46	527	龍郷町																	
46	529	喜界町																	
46	530	徳之島町																	
46	531	天城町																	
46	532	伊仙町																	
46	533	和泊町																	
46	534	知名町																	
46	535	与論町																	

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

鹿児島県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
/	/	/	3			19	0	0.0	23	0	0.0	24	0	0.0	21	0	0.0	6,711	495	7.4
46	201	鹿児島市	2001年1月30日	男女共同参画都市かごしま宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							776	95	12.2
46	203	鹿屋市				1	0	0.0	1	0	0.0							151	4	2.6
46	204	枕崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							73	1	1.4
46	206	阿久根市				1	0	0.0	2	0	0.0							77	2	2.6
46	208	出水市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	10	4.0
46	210	指宿市				1	0	0.0	1	0	0.0							187	10	5.3
46	213	西之表市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	9	8.4
46	214	垂水市				1	0	0.0	1	0	0.0							142	20	14.1
46	215	薩摩川内市	2005年4月1日	男女共同参画都市 さつませんだい宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							533	18	3.4
46	216	日置市				1	0	0.0	1	0	0.0							176	6	3.4
46	217	曾於市				1	0	0.0	2	0	0.0							447	31	6.9
46	218	霧島市				1	0	0.0	2	0	0.0							824	109	13.2
46	219	いちき串木野市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	5	3.5
46	220	南さつま市				1	0	0.0	1	0	0.0							245	10	4.1
46	221	志布志市				1	0	0.0	1	0	0.0							367	22	6.0
46	222	奄美市				1	0	0.0	1	0	0.0							109	7	6.4
46	223	南九州市				1	0	0.0	1	0	0.0							229	5	2.2
46	224	伊佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							257	9	3.5
46	225	姶良市				1	0	0.0	1	0	0.0							294	35	11.9
46	303	三島村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
46	304	十島村										1	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0
46	392	さつま町										1	0	0.0	1	0	0.0	129	2	1.6
46	404	長島町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
46	452	湧水町										1	0	0.0	1	0	0.0	123	16	13.0
46	468	大崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	142	3	2.1
46	482	東串良町										1	0	0.0	1	0	0.0	108	29	26.9
46	490	錦江町										1	0	0.0	1	0	0.0	88	4	4.5
46	491	南大隅町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	4	3.5
46	492	肝付町										1	0	0.0	1	0	0.0	131	9	6.9
46	501	中種子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
46	502	南種子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
46	505	屋久島町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	1	3.8
46	523	大和村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	1	10.0
46	524	宇検村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
46	525	瀬戸内町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	5	7.8
46	527	龍郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	3	15.0
46	529	喜界町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
46	530	徳之島町										1	0	0.0	0	0	0.0	29	3	10.3
46	531	天城町	2024年10月1日	ジェンダー平等推進のまち あまぎ	1							1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
46	532	伊仙町										1	0	0.0	0	0	0.0	22	3	13.6
46	533	和泊町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	1	4.8

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)																
			問7-2				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)																
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町長数	女性比率(%)	村長数	うち女性副村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数
46	534	知名町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0			
46	535	与論町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0			

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

鹿児島県

調査時点コード			1	2025年4月1日	2	その他
---------	--	--	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード						
		問8-1			問8-2			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード										
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他				
					1,144	988	16,009	4,502	28.1		891	751	12,692	3,254	25.6	220	125	1,397	277	19.8	1,046	89	8.5	1,088	89	8.2								
	小計										878	738	11,965	3,027	25.3	220	125	1,397	277	19.8														
46 201	鹿児島市	40.0	2027年3月		138	134	2,296	919	40.0	1 法律又は政令により設置されている審議会等 3 条例・規則等により設置されている懇談会・会議等 4 要綱等により設置されている懇談会・会議等	54	52	1,079	428	39.7	6	4	55	6	10.9	36	12	33.3	37	12	32.4	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日		
46 203	鹿屋市	35.0	2029年3月		46	43	592	188	31.8	地方自治法第138条の4の第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置されている調停、審査、諮問又は調査を目的とした附属機関及び市民、関係団体、学識経験者等の意見を求め、これを行政に反映させることを主たる目的として規則要綱等に基づき設置されている機関	27	25	373	126	33.8	6	4	39	7	17.9	37	3	8.1	38	3	7.9	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日		
46 204	枕崎市	30.0	2029年3月		56	48	803	182	22.7	・法令または政令で設置されている審議会等・条例、規則等により設置されている懇談会、会議等・要綱等により設置されている懇談会、会議等	22	17	220	50	22.7	6	4	30	7	23.3	12	1	8.3	13	1	7.7	1				1	1		
46 206	阿久根市	30.0	2025年3月		20	17	249	55	22.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	29	24	363	77	21.2	6	4	35	7	20.0	24	2	8.3	25	2	8.0	1				1	1		
46 208	出水市	30.0	2028年3月		56	45	753	168	22.3	①法律又は政令により設置されている審議会等②条例、規則等により設置されている審議会・委員会等	52	42	696	148	21.3	6	4	49	6	12.2	22	1	4.5	23	1	4.3	1				1	1		
46 210	指宿市	50.0	2032年3月		49	42	808	202	25.0	地方自治法(第202条の3)又は規則・要綱に基づく審議会	30	25	472	91	19.3	5	2	33	6	18.2	35	7	20.0	36	7	19.4	1				1	1		
46 213	西之表市				0	0	0	0			23	21	326	62	19.0	6	4	43	6	14.0	29	1	3.4	30	1	3.3	1			1	1			
46 214	垂水市	30.0	2023年3月		20	19	264	70	26.5		22	21	296	81	27.4	1	1	4	2	50.0	20	0	0.0	21	0	0.0	1				1			
46 215	薩摩川内市	40.0	2026年3月		65	58	936	235	25.1	・地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 ・地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 ・規則・要綱等に基づく審議会等	48	44	646	177	27.4	6	4	36	7	19.4	29	4	13.8	30	4	13.3	1				1	1		
46 216	日置市	30.0	2029年3月		49	43	710	214	30.1	・地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の附属機関 ・規則・要綱等に基づく審議会等 ・地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	22	20	343	95	27.7	6	4	36	7	19.4	36	5	13.9	37	5	13.5	1				1	1		
46 217	曾於市	40.0	2028年3月		33	21	371	73	19.7	・地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 ・地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 ・規則・要綱等に基づく審議会等	16	11	220	33	15.0	5	2	33	4	12.1	33	3	9.1	34	3	8.8	1				1	1		
46 218	霧島市	40.0	2028年3月		50	49	609	202	33.2	法律または政令により設置されている審議会等、及び条例、規則、要綱等により設置されている委員会会議等	33	33	418	139	33.3	6	5	36	9	25.0	40	4	10.0	41	4	9.8	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1			
46 219	いちき串木野市	26.0	2028年3月		48	41	745	166	22.3	1,3,4	24	22	360	88	24.4	5	3	25	8	32.0	37	3	8.1	38	3	7.9	1				1	1		
46 220	南さつま市	45.0	2029年3月		49	45	815	266	32.6	法律又は政令により設置されている審議会等 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 要綱等により設置されている懇談会、会議等	28	26	474	158	33.3	5	2	32	6	18.8	39	10	25.6	40	10	25.0	1				1	1		
46 221	志布志市	40.0	2028年3月		54	48	794	252	31.7	1法律または政令により設置されている審議会等 2法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4要綱等により設置されている懇談会、会議等	26	22	453	150	33.1	5	4	49	9	18.4	32	4	12.5	33	4	12.1	1				1	1		
46 222	奄美市	40.0	2033年3月	2033年3月/40~60%	46	36	536	145	27.1	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会の他、本市独自の条例(規則・要綱等も含む)に基づき本市の付属機関として設置されているものに加え、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会	19	15	241	69	28.6	5	2	28	5	17.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1	1		
46 223	南九州市	30.0	2030年3月		52	48	634	168	26.5	法律または政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により																								

都道府県コロード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1		調査時点コード																		
		問8-1			問8-2				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																										
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員数		うち女性委員数	うち女性委員数	うち女性委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他								
46 392	さつま町	40.0	2026年4月		32	27	462	91	19.7	法律または政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等						18	17	298	56	18.8	5	3	23	6	26.1	28	3	10.7	29	3	10.3	1	1	1			
46 404	長島町			2022年~30%	14	11	124	27	21.8	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)						6	6	80	17	21.3	5	2	39	3	7.7	18	1	5.6	19	1	5.3	1	1	1			
46 452	湧水町	25.0	2030年3月		5	2	42	7	16.7	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)						28	21	358	66	18.4	5	3	42	7	16.7	29	0	0.0	30	0	0.0	1	1	1			
46 468	大崎町	40.0	2025年12月		24	19	364	103	28.3	要綱等により設置されている懇談会、会議棟						24	20	364	103	28.3	5	3	24	7	29.2	29	0	0.0	30	0	0.0	1	1	1			
46 482	東串良町				0	0	0	0	0							7	6	91	14	15.4	5	3	65	30	46.2	24	1	4.2	25	1	4.0	1	1	1			
46 490	錦江町				0	0	0	0	0							5	3	78	9	11.5	5	2	45	4	8.9	21	0	0.0	22	0	0.0	1	1	1			
46 491	南大隅町				0	0	0	0	0							7	6	99	43	43.4	5	2	46	3	6.5	20	1	5.0	21	1	4.8	1	1	1			
46 492	肝付町				0	0	0	0	0							9	7	136	19	14.0	5	3	29	8	27.6	16	0	0.0	17	0	0.0	1	1	1			
46 501	中種子町				0	0	0	0	0							23	10	273	34	12.5	5	2	26	4	15.4	20	0	0.0	21	0	0.0	1	1	1			
46 502	南種子町				0	0	0	0	0							13	10	128	15	11.7	5	3	24	5	20.8	17	2	11.8	18	2	11.1	1	1	1			
46 505	屋久島町				0	0	0	0	0							13	12	173	37	21.4	5	2	28	5	17.9	19	0	0.0	20	0	0.0	1	1	1			
46 523	大和村				0	0	0	0	0							7	6	63	11	17.5	5	3	25	4	16.0	8	1	12.5	9	1	11.1	2	2025年8月8日	1	1		
46 524	宇検村				0	0	0	0	0							8	7	76	8	10.5	5	1	19	1	5.3	23	2	8.7	24	2	8.3	1	1	1			
46 525	瀬戸内町	22.0	2032年3月		17	14	222	35	15.8							17	14	212	42	19.8	5	5	25	8	32.0	24	1	4.2	25	1	4.0	1	1	1			
46 527	龍郷町	30.0	2032年3月		17	10	169	32	18.9	町の審議会等付属機関(地方自治法第202条の3に基づく審議会)						17	10	169	32	18.9	5	3	22	4	18.2	29	1	3.4	30	1	3.3	1	1	1			
46 529	喜界町				0	0	0	0	0							13	10	126	24	19.0	5	2	29	4	13.8	12	1	8.3	13	1	7.7	1	1	1			
46 530	徳之島町	40.0	2026年3月		11	10	140	26	18.6	地方自治法(202条の3)に基づく審議会等						10	9	105	23	21.9	5	2	55	12	21.8	37	3	8.1	38	3	7.9	1	1	1			
46 531	天城町				0	0	0	0	0							20	16	192	51	26.6	5	2	34	3	8.8	17	1	5.9	18	1	5.6	1	1	1			
46 532	伊仙町				0	0	0	0	0							8	6	98	30	30.6	4	1	32	10	31.3	19	0	0.0	20	0	0.0	2	2025年8月1日	1	2	2025年8月1日	
46 533	和泊町	40.0	2026年3月		58	52	844	277	32.8							30	25	399	96	24.1	5	4	27	7	25.9	15	0	0.0	16	0	0.0	1	1	1			
46 534	知名町	35.0	2029年4月		16	8	220	28	12.7	地方自治法第202条3に基づく審議会等						15	7	187	28	15.0	5	2	17	3	17.6	33	1	3.0	34	1	2.9	1	1	1			
46 535	与論町	5.0	2030年3月		3	1	56	20	35.7							3	3																				

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

鹿児島県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)		
									13	13	727	227	31.2	0	0	0	0												
	鹿児島市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	鹿屋市								2	2	131	26	19.8	0	0	0	0	0											
	枕崎市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	阿久根市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	出水市								2	2	119	39	32.8	0	0	0	0	0											
	指宿市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	西之表市								1	1	36	12	33.3	0	0	0	0	0											
	垂水市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	薩摩川内市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	日置市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	曾於市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	霧島市								2	2	135	37	27.4	0	0	0	0	0											
	いちき串木野市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	南さつま市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	志布志市								2	2	58	25	43.1	0	0	0	0	0											
	奄美市								2	2	146	57	39.0	0	0	0	0	0											
	南九州市								1	1	62	13	21.0	0	0	0	0	0											
	伊佐市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	姶良市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	三島村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	十島村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	さつま町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	長島町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	湧水町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	大崎町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	東串良町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	錦江町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	南大隅町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	肝付町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	中種子町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	南種子町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	
	屋久島町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	大和村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	宇検村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	瀬戸内町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	龍郷町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	喜界町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	徳之島町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	天城町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	伊仙町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	和泊町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	知名町								1	1	40	18	45.0	0	0	0	0	0.0							
	与論町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

鹿兒島県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況				問11-5										
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード		その他		防災部局危機機員管理	うち管理職数						調査時点コード	その他								
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性管数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)															
46201	鹿児島市	1,943	278	14.3	1,369	182	13.3	210	24	11.4	128	12	9.4	36	3	8.3	26	2	7.7	1,697	251	14.8	1,215	168	13.8	1,748	323	18.5	1,357	227	16.7	2,237	622	27.8	1,628	408	25.1			305	33	10.8	51	4	7.8	
46203	鹿屋市	715	133	18.6	386	82	21.2	93	14	15.1	46	11	23.9	0	0	0	0	0	0	622	119	19.1	340	71	20.9	0	0	0	0	0	0	218	60	27.5	85	24	28.2	1		32	6	18.8	7	1	14.3	1
46204	枕崎市	53	3	5.7	45	3	6.7	11	1	9.1	10	1	10.0	0	0	0	0	0	0	42	2	4.8	35	2	5.7	63	4	6.3	57	3	5.3	45	8	17.8	41	8	19.5	1		14	2	14.3	1	0	0	1
46206	枕崎市	33	2	6.1	23	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	33	2	6.1	23	0	0.0	41	4	9.8	27	3	11.1	22	5	22.7	14	2	14.3	1		3	0	0.0	1	0	0	0
46208	阿久根市	20	3	15.0	17	3	17.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	20	3	15.0	17	3	17.6	19	4	21.1	16	3	18.8	34	11	32.4	28	7	25.0	1		3	0	0.0	0	0	0	1
46208	出水市	111	28	25.2	43	5	11.6	31	5	16.1	13	0	0.0	3	1	33.3	0	0	0	77	22	28.6	30	5	16.7	53	11	20.8	32	5	15.6	93	39	41.9	29	6	20.7	1		5	1	20.0	1	0	0	1
46210	指宿市	42	5	11.9	39	5	12.8	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	37	5	13.5	34	5	14.7	92	25	27.2	78	17	21.8	4	1	25.0	4	1	25.0	1		7	0	0.0	1	0	0	0
46213	西之表市	21	3	14.3	18	3	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	21	3	14.3	18	3	16.7	26	4	15.4	21	4	19.0	36	9	25.0	29	4	13.8	1		4	0	0.0	1	0	0	0
46214	垂水市	21	2	9.5	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	21	2	9.5	15	2	13.3	41	7	17.1	29	6	20.7	40	6	15.0	27	4	14.8	1		3	0	0.0	1	0	0	0
46215	薩摩川内市	93	8	8.6	62	7	11.3	11	0	0.0	8	0	0.0	6	0	0.0	5	0	0	76	8	10.5	49	7	14.3	206	26	12.6	141	18	12.8	99	25	25.3	56	11	19.6	1		11	2	18.2	2	0	0.0	1
46216	日置市	35	5	14.3	27	4	14.8	9	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	26	5	19.2	19	4	21.1	107	22	20.6	63	11	17.5	87	30	34.5	55	22	40.0	1		20	4	20.0	2	0	0.0	1
46217	曾於市	28	1	3.6	25	1	4.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	28	1	3.6	25	1	4.0	49	5	10.2	45	4	8.9	54	11	20.4	44	9	20.5	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1
46218	霧島市	91	13	14.3	75	11	14.7	14	0	0.0	12	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0	74	13	17.6	62	11	17.7	200	29	14.5	139	22	15.8	115	31	27.0	70	18	25.7	1		9	0	0.0	2	0	0.0	1
46219	いちき串木野市	27	3	11.1	25	3	12.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	27	3	11.1	25	3	12.0	58	10	17.2	50	10	20.0	95	29	30.5	76	29	38.2	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1
46220	南さつま市	51	5	9.8	38	3	7.9	7	1	14.3	4	0	0.0	0	0	0	0	0	0	44	4	9.1	34	3	8.8	0	0	0.0	0	0	0	96	15	15.6	61	6	9.8	1		7	2	28.6	1	0	0.0	1
46221	志布志市	33	1	3.0	30	1	3.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	33	1	3.0	30	1	3.3	46	6	13.0	32	2	6.3	77	16	20.8	66	13	19.7	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1
46222	奄美市	66	6	9.1	59	4	6.8	12	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0	0	0	0	54	6	11.1	48	4	8.3	125	30	24.0	91	14	15.4	245	89	36.3	183	55	30.1	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1
46223	南九州市	29	5	17.2	24	3	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	29	5	17.2	24	3	12.5	0	0	0.0	0																	

調査表4-5

市町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

鹿児島県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 職員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取得することができない場合、休業期間は、次のようなうちどれか。	問12-3 問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-4で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間は、次のようなうちどれか。	問12-5 問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれかにつきつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例												
ドド名	17	1の合計	43	0	40	0				36	36	36	36	36	19			
	10	2の合計	0	36	3	43				7	7	7	7	7	1			
	0	3の合計	0	6		0				0	0	0	0	0	0			
	16	4の合計	0	1						0	0	0	0	0	0			
46201	鹿児島市	鹿児島市職員旧姓使用取扱要綱	(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要な事項を規定するものとする。 2.この要綱において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)一般職の職員 (2)非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員をいう。) (3)旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、次に掲げるものとする。 ・職員録、名札その他単に氏名が記載された文書等 ・車両組織内部で使用されるため、当該組織内部において容易に旧姓を使用する職員の同一性を確認できる文書等 ・職員の権利義務に係る文書等で、旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする疾患のおそれがないもの ・前3号に掲げるもののほか、総務局総務部人事課長(以下「人事課長」という。)が旧姓を使用することについて支障がないと認めたもの 2.公権力の行使に関する文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は業務処理、誤解や混亂を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、前条第1各号に掲げる文書等において旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1)を任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2.任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2)により、所属長を通じて当該職員に通知するとともに、旧姓使用者台帳(様式第3)に登載するものとする。 (旧姓使用の申立) 第5条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4)を任命権者に提出しなければならない。 2.任命権者は、前項の規定による届出があったときは、旧姓使用中止通知書(様式第5)により、届出をした職員の所属長に通知するものとする。 (旧姓使用の申立の制限) 第6条 前条の規定により旧姓の使用を中止した職員は、特段の事情無く再び旧姓使用の承認の申請をするとはできない。 (職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民に対して、又は職場内において誤解又は混亂をさせないように努めなければならない。 2.所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。 付 則 この要綱は、平成15年1月1日から施行する。 付 則 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 付 則 (施行期日) 1.この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置) 2.この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。	鹿児島市議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1
46203	鹿屋市	鹿屋市職員旧姓使用規程	第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがないと認められる文書等について、旧姓を使用することができます。	鹿屋市議会	1	2	1	2										
46204	枕崎市	枕崎市職員の旧姓使用に関する規程	第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがないと認められる文書等について、旧姓を使用することができます。 2.職員は、同一の文書等で、旧姓を使用する場合、その文書等の基準に従って、旧姓を使用することができる。	枕崎市議会	1	2	1	2										

都 市		市 区		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
道 府	市 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7			
県 村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)			
コ コ ド ド	村	名	議 会 名	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他			
46 206	阿久根市	4	阿久根市議会	1	2	1	阿久根市市議会規則第2条第2項 (欠席の届出) 2条 議員は公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2 2 2 2 2 2		
46 208	出水市	1	出水市議会	1	2	1	出水市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1		
46 210	指宿市	1	指宿市議会	1	3	1	指宿市議会会議規則 「第2条 第2項」 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 「第91条 第2項」 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1		
46 213	西之表市	4	西之表市議会	1	2	1	西之表市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1		
46 214	垂水市	4	垂水市議会	1	3	1	垂水市議会会議規則 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第83条 (略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1		
46 215	薩摩川内市	1	薩摩川内市議会	1	3	1	薩摩川内市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																				
都 市 道 府 県 コ ド	市 区 村 村 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。				問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4つの中から一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
46 216	日置市	1	日置市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	日置市議会	1	2	1	日置市議会会議規則 ※該当部分の条文 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1				
46 217	曾於市	1	曾於市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	曾於市議会	1	2	1	曾於市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1				
46 218	霧島市	1	霧島市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができます。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	霧島市議会	1	2	1	霧島市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1				
46 219	いちき串木野市	2		いちき串木野市議会 いちき串木野市議会規則 該当部分: 第2条第2項 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1					1	1	1	1	1				
46 220	南さつま市	1	南さつま市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱は、南さつま市職員定数条例(平成17年南さつま市条例第20号)第3条各号に掲げる職員に適用する。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表に掲げるものとする。 別表(第3条関係) 例 職場の呼称、職員録、名刺、名札、座席配置図、事務引継書、事務分掌表、起案文書、各種文書における担当者氏名、決裁に係る押印、業務日誌、出勤簿、休眠等処理簿、職務専念義務免除処理簿、常勤企事業の従事許可申請書、育児休業承認請求書、休日勤務命令簿、週休日振替簿、代休日指定簿、任命権者が別に定める文書	南さつま市議会	1	2	1	南さつま市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第89条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他
46 221	志布志市	1	志布志市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この規程は、志布志市職員定数条例(平成18年志布志市条例第24号)第2条に規定する職員、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年志布志市条例第32号)第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年志布志市条例第4号)第2条に規定する会計年度任用職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用的申出) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者に申し出なければならない。 2. 前項の旧姓使用申出書は、原則として、志布志市職員服務規程(平成18年志布志市訓令第23号)第7条に規定する履歴事項取得(変更)欄に添えて、所属長を経由して提出するものとする。 (旧姓使用的通知) 第5条 任命権者は、申出者の旧姓が相違ないものと確認できた場合は、旧姓使用通知書(様式第2号)により、所属長をして当該職員に通知するものとする。 2. 任命権者は、前項の規定による通知をしたときは、直ちに当該旧姓使用通知書の写しを市長に交付しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓を使用している職員がその使用を中止しようとするときは、あらかじめ所属長を経由して、旧姓使用中止届(様式第3号)を任命権者に提出しなければならない。 2. 任命権者は、前項に規定する届出があったときは、直ちに当該旧姓使用中止届の写しを市長に交付しなければならない。 (職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生させないように努めなければならない。 2. 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。	志布志市議会	1 2 1	志布志市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
46 222	奄美市	2		奄美市議会	1 2 1	奄美市議会会議規則 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
46 223	南九州市	1	南九州市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、南九州市職員(以下「職員」という。)が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、南九州市職員定数条例(平成19年南九州市条例第29号)第3条第1項各号に掲げる職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 職員は、法定等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がない文書等について、旧姓を使用することができる。 2. 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	南九州市議会	1 2 1	南九州市議会会議規則 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
46 224	伊佐市	4		伊佐市議会	1 3 1	伊佐市議会会議規則 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、当日の開議までに委員長に届け出なければならない。 2. 委員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1

都 市		市			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 面 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
道 府	区 町	県 村	町 村		問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
都 市	市	県 村	町 村	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めがない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他						
46 225	始良市	1		始良市職員旧姓使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員(特別職の職員及び臨時に任用される職員を除く。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、職務遂行上支障がないと認められるものとする。 (1) 職員録、名札その他單に氏名が記載された文書等(職員録、名札、名刺、職員配置図、事務分掌表) (2) 車両組織内部で使用されるため、当該組織内部において容易に旧姓を使用する職員の同一性を確認できる文書等(起案文書、事務引継書、履歴事項取扱(変更)届、復命書) (3) 職員の権利義務に係る文書等で、旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの(出勤簿、年次休暇等処理簿、勤務を要しない日の振替命令簿、育児休業承認申請書) (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が旧姓を使用することについて支障がないと認めたもの	始良市議会	1	2	1	始良市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
46 303	三島村	4		三島村議会	1	3	2			2					2	2	2	2	2	2		
46 304	十島村	4		十島村議会	1	2	1	十島村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
46 392	さつま町	4		さつま町議会	1	2	1	さつま町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
46 404	長島町	2		長島町議会	1	2	1	長島町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							2	2	2	2	2	2	
46 452	湧水町	4		湧水町議会	1	2	1	湧水町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則1・令3議会規則1・一部改正)	2								1	1	1	1	1	1
46 468	大崎町	1		大崎町職員旧姓使用取扱規程 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがない、職務遂行上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	大崎町議会	1	2	1	大崎町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
46 482	東串良町	4		東串良町議会	1	2	1	東串良町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	

都 市		市 区		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
道 府	市 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
県 村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
46 490	錦江町	2		錦江町議会	1	2	1	錦江町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
46 491	南大隅町	4		南大隅町議会	1	2	1	南大隅町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
46 492	肝付町	1	肝付町立小・中学校教職員旧姓使用取扱要綱 第3条 教職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)によりあらかじめ教育長に申し出なければならない。		1	2	2						1	1	1	1	1	
46 501	中種子町	4		中種子町議会	1	2	1	中種子町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	2
46 502	南種子町	4		南種子町議会	1	2	1	南種子町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
46 505	屋久島町	1	屋久島町職員旧姓使用取扱要綱及び屋久島町立学校職員の旧姓使用取扱要綱 屋久島町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。 屋久島町立学校職員の旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻届等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。		1	2	1	屋久島町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1	1
46 523	大和村	4		大和村議会	1	2	1	大和村議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1	1
46 524	宇検村	4		宇検村議会	1	2	1	宇検村議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				2	2	2	2	2	2
46 525	瀬戸内町	2		瀬戸内町議会	1	2	1	瀬戸内町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1	1

都 市		市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
道 府	区 町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
県	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-5で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4つの中から一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
コ	村	龍郷町職員旧姓使用取扱要綱	(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を臨場において使用することに關じ必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この要綱は、龍郷町の一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの (3) 公務の行使に係るもの (4) 旧姓使用の承認申請書 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、龍郷町職員服務規程(昭和37年龍郷町訓令第2号)第4条の履歴事項の変更届とともに、所属長を経由して町長に提出するものとする。 (承認) 第5条 町長は、旧姓使用の承認をした時は、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混亂を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (維持) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。	龍郷町議会	1	2	1	龍郷町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる)前に日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
46	527	喜界町	2	喜界町議会	1	2	1	議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる)前に日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
46	530	徳之島町	4	徳之島町議会	1	2	2					2	2	2	2	2		
46	531	天城町	2	天城町議会	1	2	1	天城町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる)前に日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1
46	532	伊仙町	2	伊仙町議会	1	2	1	伊仙町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる)前に日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	2	2	2	2
46	533	和泊町	4	和泊町議会	1	3	1	和泊町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる)前に日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
46 534	知名町	2	知名町議会	1	2	1	知名町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週(多胎妊娠にあつては、14週)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46 535	与論町	2	与論町議会	1	4	1	与論町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項に規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当確出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

鹿児島県

都 市 道 府 県 市 区 村 町 コ ビ ド 市 市 区 区 町 村 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況									
	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15										
市 市 区 区 町 村 村 名	問12-10で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。												問13で1を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。			本節員認数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)							
46217 曽於市	4	4	1	1	2	<p>曾於市ハラスメント防止条例、曾於市議会の所管に係るハラスメントの防止に関する規程</p> <p>~~~ 条例 ~~~ (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 路 　　市長等、市長、副市長、教育長、市議会議員及び行政委員会委員をいう。 (3)及び(4) 路 　　(職員及び市長等の責務) 第3条 職員及び市長等は、ハラスメントをしてはならない。 2 路</p> <p>~~~ 規程 ~~~ (相談窓口の設置) 第3条 曽於市議会議員及び曾於市議会事務局職員(以下「議員等」という。)からハラスメントに関する相談等を受けるため、相談窓口を設置する。 2 相談窓口は、曾於市議会事務局(以下「事務局」という。)に設置する。</p>													特にありません。	2	33	1	3.0		
46218 霧島市	2	2	3			1	3	3	4								25	0	0.0	O					
46219 いきき串木野市	4	4	3			1	3	3	4								19	0	0.0						
46220 南さつま市	4	4	2			2	1	3	4								43	5	11.6						
46221 志布志市	4	4	3			3		3	2								16	0	0.0						
46222 奄美市	4	2	2			2	2	2	2								20	1	5.0						
46223 南九州市	4	4	3			1	3	3	1	<p>南九州市議会議員旧姓使用取扱規程</p> <p>これまで実施した施策はないところです。</p> <p>第1条 この訓令は、南九州市議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。</p>												①南九州市地域防災計画、②南九州市避難所運営マニュアル			
46224 伊佐市	4	4	2			2	2	2	4	<p>始良市議会議員の通称名等の使用に関する規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この訓令は、始良市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する戸名について、公職選挙法施行令(昭和2年政令第89号)第89条第5項において規定する同令第89条第6項の規定により通称の設定を受けた氏名(以下「通称名」という。)を使用すること又は議員が婚姻、養子縁組等の事由により戸籍の氏を変更した後引き続き、若しくは一定期間経過後、変更前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、通称名又は旧姓(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。</p>												始良市地域防災計画			
46225 始良市	4	4	2			1	3	3	1	<p>(市役所新規採用職員を対象とした男女共同参画の視点)</p> <p>②市議会議員を対象としたハラスメント研修の実施</p> <p>第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防 第6節 防災組織の整備 第1 災害活動実体制の整備 ②市議会議員の視点に配慮した避難所の環境づくりを行います。</p> <p>②南九州市避難所運営マニュアル 方針2 要配慮者・男女共同参画の視点に配慮した避難所の環境づくりを行います。</p> <p>避難所運営委員会・円滑な避難所運営を行うため、構成員は男性、女性ともに配置し、女性は3割以上とすることが望ましいです。</p>											14	0	0.0	O	
46303 三島村	4	4	3			3		3	2								11	0	0.0						
46304 十島村	4	4	3			3		3	4								43	10	23.3						
46392 さつま町	4	4	3			1	3	3	4								21	2	9.5						
46404 長島町	4	4	3			3		3	4								24	1	4.2						
46452 満水町	4	4	2			2	3	2	4								116	37	31.9						
46468 大崎町	4	4	2			2	3	3	4								15	0	0.0						
46482 東串良町	4	4	3			3		3	4								24	3	12.5						
46490 錦江町	4	4	3			3		3	4								189	11	5.8						
46491 南大隅町	4	4	2			2	2	2	4								16	3	18.8						
46492 肝付町	4	4	3			3		3	4								9	0	0.0						
46501 中種子町	4	4	3			3		3	2								17	0	0.0						
46502 南種子町	4	4	3			3		3	4								3	0	0.0						
46505 屋久島町	4	1	3			3		2	4								15	1	6.7						
46523 大和村	4	4	3			3		3	4								9	0	0.0						
46524 宇椛村	4	4	2			2	2	2	4								10	1	10.0						
46525 濑戸内町	4	4	2			3		2	4								19	0	0.0						
46527 龍郷町	4	4	2			1	3	1	4								37	1	2.7						
46529 喜界町	4	4	3			3		3	4								135	38	28.1						
46530 徳之島町	4	2	2			2	2	2	4								24	3	12.5						

都	市	市	市　区　町　村　議　会　の　議　員　の　両　立　支　援　体　制　に　関　す　る　調　査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
道	区	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15				
府	町	町	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-10で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-11で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画セミナーの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13で1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	本部員総数※本部長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	府内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況			
県	村	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 規ハス倫メ理ン規ト規定防等に 2. 相ハラ窓スメをント設置に 3. その他 4. その他内容	1. 規ハス倫メ理ン規ト規定防等に 2. 相ハラ窓スメをント設置に 3. その他 4. その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられないが、運用上認めている。 3. その他(不明等)								
コ	コ	村	46531天城町	4	4	2				2	2	2	4	令和6年12月定例議会より、議員に対する呼称を「君」から「議員」に変更している。	2	16	1	6.3			
46	532伊仙町		4	4	3					3	3	4			2	20	0	0.0			
46	533和泊町		4	4	3					1	3	2			2	11	3	27.3			
46	534知名町		4	4	2					1	2	2			3	22	2	9.1			
46	535与論町		4	2	3					3	3	2			2	36	4	11.1			